

## 答申第183号（諮問第242号事案）

答 申

### 第1 審査会の結論

宮城県知事の決定は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和2年11月6日付けで、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時流行に備えた体制（2020年11月5日新聞報道された）に係る「発熱患者等の診療・検査を行う診療・検査機関」（2020年11月3日指定済の418医療機関のこと）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として「診療・検査医療機関 情報提供可能機関リスト（令和2年11月3日現在）」を特定した。  
その上で、実施機関は、次のとおり開示をしない理由を付して行政文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年11月20日付けで審査請求人に通知した。

#### 条例第8条第1項第5号該当

対象行政文書には、県が行う感染症対策事務に関する情報が含まれており、公開することにより、特定の医療機関に対する「発熱等の症状がある新型コロナウイルス感染症が疑われる者（以下『発熱患者等』という。）」の殺到など、当該医療機関の円滑な診療・検査が困難になるおそれがあり、人の生命、身体、健康、生活等の保護に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

#### 条例第8条第1項第7号該当

対象行政文書には、県が行う感染症対策事務に関する情報が含まれており、公開することにより、「発熱患者等」を受け入れる医療機関への風評被害や「発熱患者等」に対する差別や誹謗中傷等が生じるおそれがあるなど、当該事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるため。

- 3 審査請求人は、令和2年11月30日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、意見書その他審査会に提出された資料及び意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 発熱患者等が、実施機関の設ける受診・相談センターへ電話相談をする際には、診療・検査医療機関が開示される仕組みになっており、かつ、かかりつけ医への電話相談をする際にも診療・検査医療機関が開示されるものになっているところ、審査請求人が診療・検査医療機関の開示を求めたものに対して、実施機関は非開示とした。このことは、他方では開示するものとして、他方では開示しないものとして、論理矛盾するものであり、かつ、本件処分は公平公正に反する処分であって、違法ないし不当なものである。

また、一方の県民にはある情報を開示するが、他方の県民には当該情報を非開示とする本件処分は、県民を明らかに法的に不平等に扱っているものであって、憲法第14条第1項に定める法の下での平等の原則に反するものであり、無効である。

- (2) 実施機関は、本件処分の理由として条例第8条第1項第5号を挙げているが、本号の対象は県の機関が行う「規制等」の事務事業であって、発熱患者等に相談・診療・検査を提供する体制を整備し、迅速にそれらを行うとする当該事業は該当しない。また、実施機関は発熱患者等の殺到などにより、医療機関の円滑な診療・検査が困難になるおそれがあり、人の生命、身体、健康、生活等の保護に支障が生ずるおそれがあると主張しているが、実際に支障が生じた実証例や研究成果も存していない。実施機関はこれを挙証する責任がある。

- (3) 実施機関は、本件処分の理由として条例第8条第1項第7号を挙げているが、前述のとおり当該事業は発熱患者等に相談・診療・検査を提供する体制を整備し、迅速にそれらを行うものである。実施機関は、これらを公開すると、発熱患者等を受け入れる医療機関への風評被害や発熱患者等に対する誹謗中傷が生じるおそれがあると主張しているが、公開することとの相当因果関係について証明を行っていない。実施機関はこれを挙証する責任がある。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び追加の意見書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

### 1 条例第8条第1項第5号該当性について

「規制等」とは、行政警察に関する情報が中心となるものであるが、それ以外にも、公開することにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に支障が生ずるおそれがあるものは本号の対象となる。

本件行政文書は、公開することにより、発熱患者等が特定の医療機関に殺到するおそれがあり、これによって、当該医療機関における円滑な診療・検査が困難になるとともに、他の疾患等の患者に対する通常診療への影響や救急医療体制のひっ迫等の影響も生じるおそれがあり、人の生命、身体、健康、生活等の保護に支障が生ずるおそれがあると認められるため、一般には非公表としている。

### 2 条例第8条第1項第7号該当性について

本件行政文書は、公開することにより、発熱患者等を受け入れている医療機関に対する風評被害も生じるおそれがあり、これにより、他の疾患等の患者による当該医療機関への受診控えが生じることになるなど、当該医療機関に不利益を与えるおそれがあるものである。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条第2項においては、個人情報保護に留意しながら情報を公開するよう行政に求めているところであるが、本件行政文書は、公開することにより、発熱患者等が特定されるおそれがあるとともに、発熱患者等に対する差別や誹謗中傷も生じるおそれがあることなど、発熱患者等との信頼関係が崩れ、発症後の行動歴や濃厚接触者などの情報提供について協力してもらうことが困難になるほか、発熱患者等の受診控えも生じさせることとなり、結果的に感染拡大の防止に支障が生じるおそれがある。

これらのことから、本件行政文書は、一般には非公表としている。

### 3 診療・検査医療機関を非公表とした経緯について

診療・検査医療機関による診療体制は、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、令和2年9月4日付け事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」によって方針が示され、同年10月中にその整備に取り組むこととされた。その体制整備に当たっては、地域の医師会等と協議・合意の上で、診療・検査医療機関を公表する場合は、自治体のホームページ等により公表するなど、発熱患者等が円滑に医療機関等に受診できるよう方策を講じる必要があるとされた。

この事務連絡に則り、診療・検査医療機関による診療体制の整備に向けて、宮城県医師会等（以下「医師会等」という。）との協議を実施した。その協議の中で、医師会等より、新型コロナウイルス感染症患者等への対応の増加による本来の医療業務に対する支障及び風評被害を懸念し、一般には非公表とするよう要望があった。各医療機関等のそうした懸念を払拭し、診療・検査医療機関の体制整備を進めるため、医療機関を一般には非公表とすることを含む本県の体制整備の方針について、令和2年11月4日開催の第15回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び第12回宮城県危機管理対策本部会議において決定され、翌日の同年11月5日から正式に実施されている。

なお、診療・検査医療機関のリストについては、医療機関、受診・相談センター、県内の各医師会等で共有することとした。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

### 2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

### 3 発熱患者等の相談・外来診療体制について

発熱患者等に対しては、県が指定した診療・検査医療機関において診療・検査を行うことができるが、発熱患者等が診療・検査医療機関において診療・検査を受けるためには、必ずまずは自身のかかりつけ医に電話で相談するか、かかりつけ医がいない場合は県が開設する受診・相談センター（コールセンター）に電話で相談を行い、紹介を受けてから受診できる仕組みとなっている。

また、診療・検査医療機関については非公表としており、発熱患者等からの相

談を受け、診療や検査が必要とされた場合に、発熱患者等の近隣の診療・検査医療機関が紹介される取扱いとしている。

#### 4 本件処分の妥当性について

##### (1) 条例第8条第1項第7号の該当性について

###### イ 条例第8条第1項第7号の規定について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」を非開示事由として規定している。

###### ロ 条例第8条第1項第7号の該当性について

本件行政文書には、県が指定した診療・検査医療機関に関する情報が記録されている。

審査請求人は、受診・相談センターやかかりつけ医に電話相談をする際に、当該情報が開示される仕組みになっている旨主張するが、実際には、発熱患者等がかかりつけ医や受診・相談センターに電話相談等を行った際に、当該患者等の症状を基準等に照らし合わせた上で、診療や検査が必要とされた場合に、近隣の診療・検査医療機関が紹介されるものであり、全ての対象医療機関が紹介されるわけではない。

また、診療・検査医療機関の非公表については、国からの事務連絡に基づき、医師会等との協議の上でその取扱いの合意に至り、決定しているところである。医師会等からの要望では、発熱患者等の対応の増加による本来の医療業務への支障及び風評被害の懸念があるため、一般に対しては非公表とするよう要望があったとのことであり、発熱患者等が増加する中、感染症対応に追われる医療機関のこうした懸念を払拭しなければ、診療・検査医療機関の体制整備に困難が生じることが予想された。

新型コロナウイルスへの理解が深まり、ワクチンの接種が全国的に進んだことなどにより、感染症患者の発生や重症化がある程度抑制されてきた現在とは異なり、開示請求のあった令和2年11月当時は、未知の感染症に対する社会的な不安や緊張などがまん延しており、そのような状況下において、早期に診療・検査医療機関の体制整備を実施するためには、実際に患者に対応する各医療機関の協力が不可欠であり、各医療機関の医師が所属する医師会等からの要望に応え、懸念を払拭することによって、診療・検査医療機関の体制整備に関する県の事務事業への支障を解消する必要が

あるという実施機関の主張は首肯しうるものである。

以上のことから、診療・検査医療機関に係る全ての情報が公開されると、本来の医療業務への支障や風評被害といった懸念を生じさせ、ひいては診療・検査医療機関の体制整備といった県の業務の目的が達成できなくなり、事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる状況であったことから、条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、実施機関は、本件行政文書の一部が条例第8条第1項第5号にも該当するとしているが、上記のとおり同項第7号の該当性について判断したところにより、非開示としたことは妥当であると認められるので、同項第5号の該当性については判断しない。

- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会は本件処分に係る条例上の非開示理由について判断を行うものであり、当該理由に影響を及ぼさない審査請求人の主張の適否については、当審査会の判断する内容ではなく、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

## 5 結論

以上のとおり、実施機関が非開示と判断した本件処分は、妥当である。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2. 12. 28	○ 諮問を受けた。(諮問第242号)
令和3. 5. 27 (第415回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3. 6. 25 (第416回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3. 7. 26 (第417回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3. 8. 26 (第418回審査会)	○ 審査請求人の口頭意見陳述を行った。
令和3. 10. 22 (第419回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3. 11. 29 (第420回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和3年12月27日現在）

氏名	区分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准 教授	会長職務代理者
滝澤紗矢子	東北大学大学院法学研究科教授	
千葉達朗	弁護士	
松尾大	弁護士	会長